

秘
農 林 水 産 省

農業協同組合一斉調査票
(専門農協)

3	都道府県コード	
	調査客体コード	

調査についてのお願い

農業協同組合長 殿

農林水産省経営局協同組織課長

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき、総務大臣の承認を受け実施するもので、統計法に基づき秘密の保護が図られ、課税などの統計以外の目的に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。

調査票の記入にあたっては、それぞれの項目について記入注意をよく読んで記入（電子媒体を使用される場合はエクセル版の調査票に直接入力）してください。

また、調査票は、**8月末日までに**必ず都道府県担当部署に到着するよう返送してください。

なお、調査対象となる事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度（12か月）とし、調査の時点はその事業年度末現在としてください。また、この年度が合併又は事業年度の変更により1年に満たない場合は、記入方法が異なりますので都道府県とよく打ち合わせてください。

お問い合わせは
●農林水産省経営局協同組織課 Tel:03-3502-6663 Fax:03-3502-8082
●都道府県農協指導担当課

「この欄は都道府県で記入します。」

統計上の区分

この組合は、農業協同組合、同連合会及び農事組合法人設立、合併、解散等定例報告で、どの業種に区分していましたか。

(この組合に該当する番号を付けてください)

出資:1
非出資:2

一般農協:1	<input type="text"/>	園芸特産:6	<input type="text"/>
畜産:2	<input type="text"/>	農村工業:7	<input type="text"/>
酪農:3	<input type="text"/>	農事放送:8	<input type="text"/>
養鶏:4	<input type="text"/>	その他:9	<input type="text"/>
牧野管理:5	<input type="text"/>		

① 組合の名称、住所等

(ふりがな)	のうぎょうきょうどうくみあい		電話	
名 称	農業協同組合			
代表理事組合長名				
郵便番号		住所		
設立登記年月日	101		年月日を記入してください。電子媒体を使用する場合には、例えば、昭和60年4月1日の場合は、S60.4.1と入力してください。	
記入者の所属		部・課・係	記入者の氏名	

② この調査票に記入した事業年度の始期と終期

年月日を記入してください。電子媒体を使用する場合には、例えば、令和3年4月1日の場合は、R3.4.1と入力してください。

自 から 至 まで
←(12か月となります)→

③ 組合員数

正 組 合 員		正組合員の個人がいる戸数	准 組 合 員		准組合員の個人がいる戸数	合 計	
個 人	団 体		個 人	団 体		個 人	団 体
104	105	106	107	108	109	110	111
人	団体	戸	人	団体	戸	人	団体
						0	0
(104 ≥ 106)			(107 ≥ 109)				

(注)1. 「団体」欄には、団体の構成員数ではなく団体数を記入してください。
2. 「准組合員の個人がいる戸数」は、正組合員と同一の世帯に属する准組合員のいる戸数は除きます。

④ 役員数

- (注) 1. 「常勤理事」、「常勤監事」とは、組合長、専務理事及び代表理事の名称のいかんにかかわらず、組合に常時勤務している理事又は監事をいいます。
 2. 一人の役員が「認定農業者」と「実践的能力者」両方に該当している場合は、「認定農業者」に帰属させてください。
 3. 「実践的能力者」とは、農畜産物の販売その他の当該組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者をいいます。
 4. 「実務精通者」とは、実務に精通し、組合の事業内容につき十分な見識と能力を有する者をいいます。

(単位:人)

常勤理事						非常勤理事					
	うち 認定農業者	うち 実践的能力者	うち 省令第76条の2に該当する者	うち女性	うち 代表理事 組合長		うち 認定農業者	うち 実践的能力者	うち 省令第76条の2に該当する者	うち女性	
201	202	202-1	202-2	202-3	203	204	205-1	205-2	205-3	205-4	
常勤監事			非常勤監事			合 計					
	うち 実務精通者	うち女性		うち 実務精通者	うち女性		うち 認定農業者	うち 実践的能力者	うち 省令第76条の2に該当する者	うち 実務精通者	うち女性
206	207	207-1	208	209	213	210	210-1	210-2	210-3	211	212
						0	0	0	0	0	0

⑤ 職員数

(注) ここでは、「職員」とは、あなたの組合と雇用契約を結んでいる職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託(正職員に準ずる身分(労働条件)の者)を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者をいいます。

(単位:人)

参 事	技術指導 担当職員	その他の 職員	合 計	
				うち女性
213	214	215	216	217
			0	
			218	219
			うち常勤嘱託	うち常勤嘱託

⑥ 職員の給与状況

- ⑤の職員(常勤嘱託を除く)のうち3年9月に支払った1か月分の給与、職員の年齢等を次の表に記入してください。
 (注) 1. 「3年9月に支払った給与総額」には、基本給、家族手当、役付手当等毎月決まって支給されるもののほか、超過勤務手当を含みます。なお、経理区分は問いません。
 2. 「年齢」及び「勤務年数」は、各人の3年9月末における満年齢及び勤務年数(端数月は、五捨六入)の合計をいいます。
 3. 「年間賞与総額」には、この事業年度中に支給した夏期、年末、期末等賞与の合計額を記入します。

(単位:千円、人、歳、年)

区 分	給 与 総 額 (3年9月)		給与総額(3年9月)の支払対象職員			年間賞与総額 (夏期、年末、期末の合計)
		うち超過勤務手当	職員数	職員の年齢合計	職員の勤務年数合計	
男	220	221	222	223	224	225
女	226	227	228	229	230	231
合 計	232	233	234	235	236	237
	0	0	0	0	0	0

⑦ 株式会社への株式取得状況

(a) あなたの組合が株式を取得している株式会社数及びその株式金額を記入してください。

取得株式会社数 社 株式金額 千円

(注) 「株式会社」欄には、株式会社及び旧有限会社法の規定により設立された特例有限会社の合計を記入してください。

(b) (a)のうち、あなたの組合の子会社の業種及び経営状況について記入してください。

- (注) 1. 「子会社」とは農業協同組合法第11条の2第2項に規定する「子会社」と同様のものをいいます。
 2. 会社の行っている主な業務で取扱高の一番大きい業種で記入します。

業 種

(単位:社)

区 分	生産資材の 供給	生活物資の 供給	農産物の加 工・販売	農産物等の 運搬	共同利用施 設の設置・管 理	そ の 他	計
株式会社	240	241	242	243	244	245	246
							0

経営状況

(単位:社、千円)

当期利益金計上会社 会社数	当期損失金計上会社 会社数	利益・損失 無し会社数	配当状況	
			有配当 会社数	無配当 会社数
247	248	249	250	251

⑧ 財務状況

A表 貸借対照表(出資組合が記入します)

(単位:千円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
流動資産	301		流動負債	326	
現金及び預金	302		支払手形	327	
受取手形	303		短期借入金	328	
金銭の信託・有価証券	304		事業未払金	329	
短期貸付金	305		事業未精算債務	330	
事業未収金	306		購買事業関係	331	
事業未精算債権	307		販売事業関係	332	
購買事業関係	308		その他の事業関係	333	
販売事業関係	309		雑負債	334	
その他の事業関係	310		諸引当金	335	
棚卸資産	311		賞与引当金	336	
雑資産	312		その他の引当金	337	
固定資産	313		固定負債	338	
有形固定資産	314		長期金銭債務	339	
[うち減価償却累計額]	315		[うち長期借入金]	340	
無形固定資産	316		諸引当金	341	
外部出資その他の資産	317		退職給付引当金	342	
外部出資	318		その他の引当金	343	
その他の資産	319		繰延税金負債	344	
[うち長期貸付金]	320		負債の部合計	345	
外部出資等損失引当金	321		組合員資本	346	
繰延税金資産	322		出資金	347	
繰延資産	323		未払込出資金(控除)	348	
貸倒引当金	324		回転出資金	349	
資産の部合計	325		資本準備金	350	
			利益剰余金	351	
			利益準備金	352	
			任意積立金	353	
			当期末処分剰余金 (又は▲当期末処理損失金)	354	
			[うち当期剰余金 (又は▲当期損失金)]	355	
			処分未済持分	356	
			評価・換算差額等	357	
			純資産の部合計	358	
			負債及び純資産の部合計	359	0=325

- (注) 1. 「長期貸付金」とは、組合員等に対する貸付の期間が1年を超えるものをいいます。
 2. 325と359は一致します。
 3. [] の付された科目を集計しても上位の科目の金額にはなりません。

B表 財産目録(非出資組合が記入します)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
現金及び預金	360		借入金	367	
有価証券	361		基金	基本財産基金	368
貸付金	362			固定資産基金	369
固定資産	363			退職給与基金	370
他団体に払込んだ出資金	364			その他の基金	371
その他の資産	365			小計	372
			その他の負債	373	
合 計	366		合 計	374	
差 引 純 資 産	(366	—	374)	375	0

- (注) 1. 貸付金は、貸倒引当金控除後の金額である。
 2. 固定資産は、減価償却累計額控除後の金額である。

⑨ 損益状況

損益計算書(出資組合が記入します)

(単位:千円)

経常損益の部			事業管理費 Q	
【事業損益の部】			[うち人件費]	428
事業総利益 P=C+F+I+L+O	401		[うち役員報酬]	429
購買事業収益 A=a+b+c	402		[うち給与手当]	430
購買品供給高(買取) a	403		[うちその他人件費]	431
購買手数料(受託) b	404		事業利益(又は▲事業損失) R=P-Q	432
購買雑収入等 c	405		【事業外損益の部】	433
購買事業費用 B=d+e	406		事業外収益 S	0
購買品供給原価(買取) d	407		[うち受取利息]	434
購買雑費等 e	408		[うち預金利息]	435
購買事業総利益 C=A-B	409		[うち貸付金利息]	436
販売事業収益 D=f+g+h	410		[うち金銭の信託・有価証券利息]	437
販売品販売高(買取) f	411		[うち貸倒引当金戻入]	438
販売手数料(受託) g	412		事業外費用 T	439
販売雑収入等 h	413		[うち支払利息]	440
販売事業費用 E=i+j	414		[うち借入金利息]	441
販売品販売原価(買取) i	415		[うち貸倒引当金繰入]	442
販売雑費等 j	416		経常利益(又は▲経常損失) U=R+S-T	443
販売事業総利益 F=D-E	417		特別損益の部	444
加工事業収益 G	418		特別利益	0
加工事業費用 H	419		特別損失	445
加工事業総利益 I=G-H	420		税引前当期利益(又は▲税引前当期損失)	446
その他事業収益 J	421		法人税、住民税及び事業税	447
その他事業費用 K	422		法人税等調整額	448
その他事業総利益 L=J-I	423		当期剰余金(又は▲当期損失金)	449
指導事業収入 M	424		当期首繰越剰余金(又は▲当期首繰越損失金)	450
(うち賦課金)	425		任意積立金取崩額	0
指導事業支出 N	426		当期未処分剰余金(又は▲当期未処理損失金)	451
指導事業収支差額 O=M-N	427		(注) 1. ⑨450=⑧355, ⑨453=⑧354となります。	452
			2. ⑨453=⑩454 又は⑩464となります。	453
			3. []の付された科目を集計しても上記の科目の額にはなりません。	0

=355

=354

=454又は464

⑩ 剰余金処分又は損失金処理計算書(出資組合が記入します)

(単位:千円)

剰余金処分計算書			損失金処理計算書		
当期末処分剰余金	454	0	当期末処理損失金	464	0
任意積立金目的外取崩額	455		任意積立金目的外取崩額	465	
剰余金処分量	456		損失金処理額	466	
利益準備金	457		任意積立金取崩額	467	
任意積立金	458		利益準備金取崩額	468	
目的積立金	459		資本準備金取崩額	469	
出資配当金	460		回転出資金取崩額	470	
配当率(%)	461				
事業分量配当金	462				
次期繰越剰余金	463	0	次期繰越損失金	471	0

(注)「出資配当金」欄「配当率」は、小数第2位を四捨五入して記入します。

⑪ 補助金

この事業年度中に組合として受け取った補助金について、次の区分により記入してください。

(注)交付者が2者以上ある場合には、それぞれの交付割合に応じた金額を記入してください。

ただし、組合を事業の実施主体として交付された補助金に限り記入し、組合を経由して農業者等に交付された補助金は除きます。

(単位:千円)

国・都道府県	501	
市町村・特別区	502	
その他	503	
合計	504	0

⑫ この事業年度中に支払った諸税

(単位:千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
法人税	505	固定資産税	510
印紙税	506	自動車・軽自動車税	511
都道府県民税	507	消費税	512
事業税	508	その他の税	513
市町村民税	509	合計	514
			0

(注)この事業年度中に諸税の還付があった場合には、上記表の各税項目ごとにその還付金額を控除した額を記入します。

⑬ 購買事業

「当期受入高」には、この事業年度中に受け入れた買取購買品の当期受入高(前期繰越高を含めないことに留意)及び受託購買品の当期受入高の合計額を記入してください。

「当期供給・取扱高」には、買取購買品の当期供給高(前期繰越高を含むことに留意)と受託購買品の当期取扱高の合計額を記入してください。

- (注) 1. 「種苗」には、果樹、野菜など全ての種苗を含みます。
 2. 「乳用牛」、「肉用牛」には、種、母牛、子牛を含みます。
 3. 「豚」には、種、母豚、子豚を含みます。

(単位:千円)

品 目	当期受入高	当期供給・取扱高	購買利益 + 購買手数料
1. 飼料	515	532	549
2. 家畜用資材・薬品	516	533	550
家畜	3. 乳用牛	534	551
	4. 肉用牛	535	552
	5. 豚	536	553
6. 精液	520	537	554
7. 牧草種子	521	538	555
8. ひな	522	539	556
9. 種苗	523	540	557
10. 包装・運搬資材	524	541	558
11. 肥料	525	542	559
12. 農業機械	526	543	560
13. 農薬	527	544	561
14. その他生産資材	528	545	562
小 計	529	546	563
生活物資	530	547	564
合 計	531	548	565

↓
 出資組合の場合
 ⑨の403-407+404と一致します。

⑭ 販売事業

「当期販売・取扱高」には、この事業年度中に販売した買取販売品の当期販売高(前期繰越高を含めることに留意)と受託販売品の当期取扱高(当期手数料を含んでいることに留意)との合計額を記入してください。

- (注)1. 「加工用甘しょ・ばれいしょ」には、切干甘しょ、でん粉及び酒清原料を含めます。「野菜」にはすいか、メロン、まくわうり、いちご等の果実的野菜を含めます。
 2. 「その他農産物」には林産物を含めます。
 3. 「牛乳」には加工乳、乳飲料を含めます。「肉用牛」には肉用乳用種及び廃用乳用牛を含めます。

(単位:千円)

品目	当期販売・取扱高		うち輸出額		販売手数料+販売利益	
1. 米	601		601-1		623	
2. 麦	602		602-1		624	
3. 加工用甘しょ・ばれいしょ	603		603-1		625	
4. 野菜	604		604-1		626	
5. 果実	605		605-1		627	
6. 茶	606		606-1		628	
7. ホップ	607		607-1		629	
8. 種苗	608		608-1		630	
9. 花き・花木	609		609-1		631	
10. その他農産物	610		610-1		632	
11. 生乳	611		611-1		633	
12. 牛乳	612		612-1		634	
13. 乳製品	613		613-1		635	
14. 鶏卵	614		614-1		636	
15. ひな・種鶏	615		615-1		637	
16. プロイラー・成鶏	616		616-1		638	
17. 乳用牛	617		617-1		639	
18. 肉用牛	618		618-1		640	
19. 肉豚	619		619-1		641	
20. 家畜(母、種牛豚、子牛豚)	620		620-1		642	
21. その他畜産物	621		621-1		643	
合計	622	0	622-1	0	644	0

出資組合の場合
⑨の411-415+412と一致します。

⑮ 加工事業

買取販売物及び購買物品の加工事業について記入してください。

(単位:千円)

区分	製品及び副産物売上高
精米麦加工	645
漬物	646
みそ・しょうゆ	647
青果物びん・かん詰	648
畜肉加工	649
牛乳	650
乳製品	651
食鶏処理加工	652
製茶	653
その他	654
合計	655 0

⑯ その他の事業

次の事業のうち、この事業年度中に実施したものの該当欄に1を付けてください。

共同採種圃	656	
病虫害共同防除	657	
青果物市場経営	658	
家畜	共同飼育	659
	登録	660
	診療	661
	貸与	662
種付け(人工授精)	663	
集送乳事業	664	
酪農ヘルパー	665	
牧野管理	666	
農機具の共同利用	667	
品評会	青果物	668
	花き・花木	669
	家畜	670
農業経営	671	

※「農業経営(項目No.671)」とは、地域農業維持のため担い手不足の農地を農協自らが経営すること等を目的として、農協法第11条の51に基づき、「農業経営規程」(総会議決)を定めた上で、農協自ら農業経営を行っている(作業受託ではない)事業です。

⑰ 共同利用施設所有状況

次の施設のうち、あなたの組合が設置している共同利用施設の該当欄に1を付けてください。

ライスセンター	672	
青果物	集出荷施設	673
	貯蔵施設(冷蔵施設を含む。)	674
家畜	共同飼育施設	675
	診療施設	676
	市場	677
畜産物冷蔵施設	678	
クーラーステーション	679	
育すう施設	680	
G P センター	681	
農産物乾燥施設	682	
牧野管理施設	683	



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。